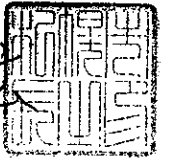


札幌市エレクトロニクスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月28日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第28号

札幌市エレクトロニクスセンター条例施行規則の一部を改正する
規則

札幌市エレクトロニクスセンター条例施行規則（昭和61年規則第61号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条を次のように改める。

第2条 削除

(2) 第3条第1項中「前条の規定により使用登録を受けている者を含む。」を削る。

(3) 第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項第1号中「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第2項を削る。

(4) 第5条第1項中「、使用の都度」を削り、「により、」の次に「市長が定める日までに」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

(5) 第15条中「第2条、」及び「第2条第1項中「様式1」とあり、及び同条第2項中「様式2」とあり、並びに」を削る。

(6) 別表を削る。

(7) 様式1及び様式2を次のように改める。

様式1及び様式2 削除

(8) 様式3中「あて先」を「宛先」に、

「

使 用 室 名	
使 用 物 件	

を

」

「

使 用 室 名	
---------	--

に

」

改める。

(9) 様式 4 中

「

使 用 室 名	
使 用 物 件	

を

」

「

使 用 室 名	
---------	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。